

請 願 文 書 表	
番号 5-7	受付 令和5年11月16日
件名 イスラエル・ガザ戦争の即時停戦と、人道支援に向けた日本政府の一層の外交努力を求める請願書	
紹介議員 石田 裕	

【請願事項】

平和都市宣言を持つ大和市の市議会が、イスラエル・ガザ戦争の即時停戦と、人道支援に向けた日本政府の一層の外交努力を国に求める意見書を提出すること。

【請願趣旨】

パレスチナ・ガザ地区においては、人道危機が極限状況に達してる。一刻も早く多くの子どもを含む市民への大量虐殺を止め、直ちに支援物資を届け、傷病者を避難させ、これ以上の惨禍を回避することが急務だ。ハマスからの攻撃を理由としたガザに閉じ込められた民間人へのイスラエル軍の度重なる空爆、軍事行動はいかなる理由があろうとも許してはならない。

有事の際には真っ先に狙われる可能性の高い厚木基地と隣接する大和市にとっても、国際社会で、こうした武力による大量虐殺がまかり通り、緊張が高まることは、人ごとではない。一刻も早い無慈悲な武力行為の停止と迅速な人道支援を求める。

国連総会の緊急特別会合は10月27日、人道的な休戦や民間人保護などを求める決議案を加盟193国のうち120か国が賛成し採択された。この決議での反対は僅か14か国にとどまっており、国際社会の確固たる意思が示されたと言える。イスラエルとハマスはこれを真摯に受け止め、国際法・国際人道法を遵守すべきであり、これ以上、無辜の市民が戦火にさらされる事態を許すべきではなく、日本政府をはじめ、国際社会は、対話と交渉を通じて諸問題の解決に向かう環境整備に全力を尽くさねばならない。

現在、日本政府は国連安保理の非常任理事国10か国の一席を有しており、決議案を出すことができる貴重な重責を担っている。「人間の安全保障」を外交の主要な柱に位置づける日本が、現在、ガザで起きている無秩序の大量虐殺やそれと連なる憎しみの連鎖を断ち切るべく声を上げ、でき得る限り、最大限の外交努力を発揮することを強く要望する。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 5-18	受付 令和5年10月6日
件名 中央林間駅前における路上喫煙取締強化に関する陳情書	

陳情の趣旨

中央林間駅前における路上喫煙の取締りを強化するため、条例の厳罰化、路上喫煙防止指導員の増員、パチンコ店との協議、警察との連携その他の適切な施策を検討されたい。

陳情の理由

第1 現場の地理

中央林間駅は小田急江ノ島線・東急田園都市線の乗換駅であり、多数人に利用されている。乗換用のコンコースや付近には多数の商業施設が配置されている。駅周辺には商店や住宅地が広がり、大和市の中心的地域の一つと言える。

コンコース南側には「ベリーヴェリー中央林間店」「パチンコジャックアンドベティ」という2つのパチンコ店が存在する(図1)。本陳情において主に問題とするのは同パチンコ店周辺地域である(以下「対象地域」という)。

第2 条例による規制

大和市路上喫煙の防止に関する条例(平成20年条例第20号)は、「市民等は、市域において路上喫煙をしてはならない」(5条)と定めている。また「市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を路上喫煙重点禁止区域・・・として指定することができる」「重点禁止区域において、第5条の規定に違反した者は、2,000円の過料に処する」(6条1項、9条)と重ねて規定している。

なお、同条例における規制対象には、加熱式たばこが含まれている(大和市ウェブサイト <https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/66/beautification/nosmoking/6590.html>)。

中央林間駅周辺は、同条例の重点禁止区域に指定されている。対象地域においては、重点禁止区域であること、違反者には過料の制裁があり得ることが掲示されている(図2)。

第3 条例が奏功していないこと

ところが、条例の規制にもかかわらず、対象地域においては路上喫煙が横行しており、禁止の

実効性が失われている。

パチンコ店の利用者には多数の喫煙者が含まれており、パチンコ店も「加熱式たばこを吸いながら御遊技いただけます」といったのぼりを立ててこうした顧客層を誘引している（図3）。喫煙者はパチンコ店の店内のみならず店外路上においても昼夜を問わず喫煙を行っている（図4、図5）。路上や植え込み、側溝には多数の吸い殻が散乱している（図6、図7）。

第4 取締りを強化する必要があること

1 児童を含む市民への悪影響

対象地域は住宅地と隣接している。多くの市民が、駅を利用するため、また駅反対側に移動するために対象地域を通過している。また対象地域は中央林間駅から聖セシリア女子中学校・高等学校への通学路に当たり、多数の児童がそこを通過する。

このため路上喫煙から受ける受動喫煙等の被害が看過できない。

2 美観への悪影響

対象地域においては路上喫煙者が衆合し、また吸い殻が散乱しているため、美観への悪影響が著しい。かかる光景は乗換コンコースからもよく見えるものであり、地域住民のみならず市外の通過者に対しても大和市のイメージを悪化させる。

3 規範意識の崩壊

対象地域には路上喫煙禁止が掲示されているにもかかわらず（図2）、まさにその掲示板の前で喫煙者は路上喫煙に及んでおり、規範意識の鈍磨が著しい。かかる事態を行政が放置することは、市民社会における法令遵守の素地を損なうものである。

現に、喫煙者はごみのポイ捨て、立ち小便などの他の法令違反も引き起こしており、治安悪化を招く要因となり得る。

第5 結論

以上のとおり、対象地域においては条例が実効性を失っているため、市議会において適切な施策を検討されたく陳情する。

以上

添付資料：図1ないし図7。

図2ないし図7の写真は、令和5年10月5日に陳情者において撮影したものである。

陳 情 文 書 表	
番号 5-20	受付 令和5年11月2日
件名 大和市顧問弁護士大澤孝征の大和ラジオ放送株式会社監査役解任についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市においては、大和ラジオ放送株式会社における株主の提案権を行使し、平成8年11月7日に、同社の監査役に就任し、もって、今日に至るまで重任する大和市顧問弁護士大澤孝征を解任するよう株主総会に対して議題または議案を提案していただきたい。

【陳情の理由】

大和市長古谷田力（以下「古谷田市長」という。）は、大和市議会の再三にわたる要請等により、弁護士大澤孝征（以下「大澤弁護士」という。）との間における顧問契約については、次年度以降、継続（更新）しない旨を令和5年9月大和市議会第3回定例会において答弁（井上貢市議による一般質問に対する答弁である。）するところ、その事由を、大澤弁護士と前大和市長大木哲（以下「大木前市長」という。）の関係に著しい不適切（大木前市長が提起した個人的訴訟において、大和市（以下「市」という。）の顧問弁護士が訴訟代理人を務める不適切である。）が存することによって、行政の中立性が担保でき得ないためというのであれば、大澤弁護士に対しては、市の顧問弁護士解任のみではならず、市に関わる全ての職ないし地位の排斥が必要不可欠であることは言うまでもなく、大和ラジオ放送株式会社（以下「FMやまと」という。）の監査役についても同様なのである。すなわち、大和市は、大和興行株式会社、大和商工会議所、株式会社安田物産、株式会社横浜銀行、薩駿建設興業株式会社、西松建設株式会社、一般社団法人大和建设業協会、株式会社大証とともに、FMやまと設立に出資をした株主（ただし、現状、出資額ないし出資比率（持分株式）は不明である。）であるところ、大澤弁護士が監査役に就任した平成8年11月7日（同日の就任については、平成9年7月7日閉鎖した役員欄の用紙の謄本（疎甲第3号証）において、登記日及び登記理由（就任）が明記されない場合とは、設立時の事項であることにより証するものである。）時点には、既に、市の顧問弁護士に就任していたことに鑑みれば、監査役の就任（選任）は、市の顧問弁護士として、FMやまとの運営を監査する使命を担っていたことは明らかであり、そうであれば、単に、引継ぎを事由に、今年度末まで、市の顧問弁護士の職に就く者が、いまだに、FMやまとの監査役を務めることは、社会通念上はもとより、その職務の遂行上、到底、認容でき得るものではないことから、大澤弁護士のFMやまと監査役解任の提案は、

大和市の責務なのである。なお、大澤弁護士の監査役就任が市の顧問弁護士であるがゆえとは、令和5年6月22日に、取締役へ退任した井上昇は前副市長であり、かつ、同日に、取締役に就任した小山洋市は現副市長であることに鑑みれば、その交代は、副市長職と整合することから、市を代表ないし代理して、取締役及び監査役に就く者は、市の職ないし地位を有する者に限定されていることを付言する。

以上

添付資料

疎甲第1号証 FM YAMATO会社概要

疎甲第2号証 大和ラジオ放送株式会社履歴事項全部証明書

疎甲第3号証 閉鎖役員欄（1丁）謄本

疎甲第4号証 平成25年3月総務常任委員会会議録

陳 情 文 書 表	
番号 5-22	受付 令和5年11月13日
件名 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	

陳情理由

2020年度4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2022年度9月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度に比べて微増でしたが、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を一定程度食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2022年度全国平均額は約44万5000円、施設設備費の全国平均額は約14万9500円で、学納金合計は約59万5000円です。年収590万円未満世帯でも年額約5万円の授業料負担が残り施設設備費と合わせて約20万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8800円を除いても47万6200円という高額の負担が残っています。殊に多子世帯では多大な負担となる状況です。また、初年度には全国平均約16万4000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、「少人数学級」と、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表	
番号 5-23	受付 令和5年11月13日
件名 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	

陳情理由

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は増額されました。さらに神奈川県私立高校生への授業料補助額は、年収700万円未満世帯まで私立高校の授業料平均額（456,000円）、多子家庭（15歳以上23歳未満の子ども3人以上）に対しては年収800万円未満の世帯まで456,000円補助（その上は年収910万円未満世帯まで193,200円補助）の制度は維持されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高と国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していません。その全国順位は、県の近年の努力にかかわらず、高校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中44位、小学校は35都道府県中32位と、全国最下位水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。今後10年で中学卒業生数が1万人減るという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りします。また東京都では、私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも授業料補助（10万円）の制度が新設されました。昨今の物価上昇に対して、やっと給与の改善が見られ始めましたが、そのために所得制限にかかってしまうようでは逆効果です。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題

です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和6年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳 情 文 書 表	
番号 5-24	受付 令和5年11月16日
件名 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にも上り、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がつらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所等で行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 5-25	受付 令和5年11月16日
件名 国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書	

【陳情趣旨】

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。

しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設のうち対象は2720施設と僅か1.5%程度にすぎません。コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。さらに、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼びかけたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物やサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議して

いただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 一．医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 一．全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 5-26	受付 令和5年11月16日
件名 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情書	

【陳情趣旨】

県民（市民）の命と健康を守るために日夜を問わず御奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態を一層加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からは新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要ときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
2. 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料

負担の軽減などの対策を講じること

4. 全額公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと

以上